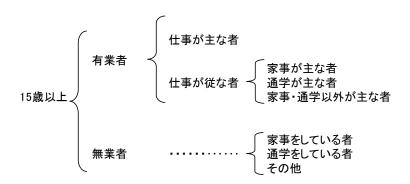
用語の解説

1 年齢

平成19年9月30日現在における満年齢である。

2 就業状態

15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業状態により、次のように区分した。



有業者… ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(平成19年10月1日)以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。

なお、家族の人が自家営業(個人営業の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その 家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになり、有業者として いる。

無業者・・・・ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。

3 従業上の地位

有業者を次のように区分した。

自 営 業 主 … 個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を 営んでいる者

家族従業者… 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家族従業者と している。

雇用者・・・ 会社、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

会社などの役員…会社の社長、取締役、監査役、各種団体の理事、監事などの役職にある者

4 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「派遣社員(労働者派遣事業所の派遣社員)」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分した。これらに「会社などの役員」を加えた8区分を雇用者全体の雇用形態区分として用いることもある。また、「正規の職員・従業員」を「正規就業者」、それ以外の6区分をまとめて「非正規従業者」とした。

正規の職員・従業員・・・一般職員又は正社員などと呼ばれている者

パート・・・・就業の時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

アルバイト・・・就業の時間や日数に関係なく、勤務先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

派遣社員・・・労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者 ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

- 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務
- ・デパートの派遣店員など
- ・形態が似ている民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向

契約社員・・・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

嘱 託・・・労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている 者

そ の 他・・・上記以外の呼称の場合

5 産業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく 人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂)に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約 して編集したものを用いている。

6 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

職業分類は、日本標準職業分類 (平成9年12月改訂) に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約 して編集したものを用いている。

7 年間就業日数及び週間就業時間

200 日以上就業者・・・ 1 年間を通じて 200 日以上働いている者

200 日未満就業者・・・1 年間を通じて働いている日数が 200 日未満の者

週間就業時間は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間を示す。

8 所 得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得(税込み)をいう。過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収入額の見積りによる。

なお、家族従業者については、所得の各区分には含めず、総数にのみ含めている。

自営業主の所得・・・過去1年間に事業から得た収益、すなわち、売上総額からそれに必要な経費を差し引い たもの

雇用者の所得・・・ 賃金、給料、手間賃、諸手当、ボーナスなど過去1年間に得た税込みの給与総額(現物 収入は除く)

9 就業希望

継続就業希望者・・・現在持っている仕事を今後も続けて生きたいと思っている者のうち、「追加就業希望 者」に該当しない者

追加就業希望者・・・現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者 転職希望者・・・現在就いている仕事をやめて、他の仕事に変わりたいと思っている者 就業休止希望者・・・現在就いている仕事をやめようと思っており、もう働く意思のない者

就業希望者・・ 何か収入になる仕事をしたいと思っている者

非就業希望者・・・ 仕事をする意志のない者

10 就業異動について

継続就業者・・・1年前も現在と同じ勤め先(企業)で就業していた者

転職者・・・1年前の勤め先(企業)と現在の勤め先が異なる者

離職者・・・1 年前には仕事をしていたが、その仕事をやめて、現在は仕事をしていない者 新規就業者・・・1 年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事に就いた者 継続非就業者・・・1 年前も現在も仕事をしていない者

11 前 職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事のことであり、「転職者」および「離職者」については1年前の仕事を指し、「継続就業者」、「新規就業者」及び「継続非就業者」については1年以上前に離職経験がある場合の最も最近に離職した仕事を指す。また、「転職就業者」及び「離職非就業者」については、最も最近の離職した仕事を指す。

12 求職活動の有無

有業者のうち「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に 仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、求職者と非求職者とに区分した。 「仕事を探したり、準備したりしている」とは、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、他の人に直接頼んで仕事を探してもらったり、新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募している場合やその結果を待っている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事がくるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。

13 求職期間

離職者及び割職非就業者のうち、仕事を探し始めたり、開業の準備をしている人で、仕事を探し始めたり、 開業の準備を始めた時期から調査時点までの期間をいう。

14 初職

最初に就いた仕事のことである。ただし、通学のかたわらにしたアルバイトなどは、ここでいう「最初の仕事」とはしない。

15 職業訓練

過去1年間(平成18年10月1日以降)に行った、仕事に役立てるための訓練や自己啓発をいう。 具体的には、勤め先での研修、大学や大学院の講座の受講、専修学校・各種専門学校の講座の受講、公共職業能力開発施設の講座の受講、講習会・セミナーの傍聴、勉強会・研究会への参加、通信教育の受講、自学・自習などをいう。

利用上の注意

- 1 集計表の数値は千人未満・小数第2位を四捨五入したものであるため、内訳合計に必ずしも一致しない。 (割合の合計も100%にならない場合がある)
- 2「0」、「0.0」は四捨五入の結果、表章単位に満たない場合である。
- 3「一」は該当数字がない場合である。
- 4 この調査の数字は推定値であり、集計結果数字には標本誤差が含まれている。
- 5 『国勢調査』や『労働力調査』が「月末1週間の就業・不就業の状態」を把握しているのに対し、この調査では、「ふだんの就業・不就業の状態」を把握している。